

日本救急医学会 救急統合データベースシステム

利用要領

第1条: 目的とシステムの概要

- 1) 本要領は、日本救急医学会統合データベース(以下、統合 DBS とする)の利用について必要な事項を定めるものとする。
- 2) 統合 DBS 利用の目的は、本システムを利用することで Quality improvement 及び研究の促進を通じて救急医療の質向上に寄与することが期待できることを原則とする。
- 3) 統合 DBS は日本救急医学会に帰属する。システムの利用に関する事項は日本救急医学会「救急統合データベース活用管理委員会」(以下、委員会とする)が扱う。

第2条: 統合 DBS 利用の許可

- 1) システムの利用については研究の促進を通じて救急医療の質向上に寄与することが期待できる研究であること、かつ研究代表者が日本救急医学会会員であることを条件とする。委員会により利用申請が承認され、統合 DBS 利用が可能となる。

第3条: データベース利用の申請

- 1) 統合 DBS の利用を希望する研究代表者は、日本救急医学会 HP より事務局に利用申請を行う。
- 2) 利益相反については、当該研究に関わる経済的利害関係(財政的支援、雇用、顧問、株式の所有、謝礼金など)が存在する可能性がある場合、これを開示することを求める。

第4条: 統合 DBS 利用申請の審査

- 1) 受理された申請内容については、委員会において審査される。
- 2) 申請者は、委員会に求められた場合には、申請内容についての説明を行うこととする。
- 3) 審査結果(承認または不承認)は、その理由とともに申請者に通知される。
- 4) 審査結果に対して不服のある場合は、申請者は委員会に不服申し立てをすることができる。

第5条: 承認後の統合 DBS の利用

- 1) データベースの初期構築費用は、原則、申請者が負担する。
- 2) データベースおよびサーバーの維持費用は、日本救急医学会が負担する。
- 3) 個別研究データベースの管理は、研究代表者の責任で行う。
- 4) 統合 DBS 利用者は、承認された研究以外に統合 DBS を利用してはならない。また、統合 DBS の第三者への譲渡・貸与・閲覧は認めない。
- 5) 委員会は、統合 DBS 利用を承認するにあたり、統合 DBS の適正な使用および管理を担保する上で、必要な意見を付することができる。
- 6) 承認された研究テーマについては、日本救急医学会 HP で公開される。

第6条:研究成果の発表

- 1) 統合 DBS 利用者が学会報告・論文発表を行う場合は、研究の公表に際して、日本救急医学会統合 DBS を用いた研究であることを明示する。
- 2) 引用時の表記は日本語「日本救急医学会統合データベース」、英語“JAAM-Integrated Database System”とする。

第7条:結果報告等

- 1) 統合 DBS を利用する研究代表者は、年 1 回、進捗あるいは成果を HP より事務局に報告する。同一内容の調査、研究等の目的により統合 DBS 利用の継続を希望する場合には、同時にHPより委員長宛に申請し、許可を得るものとする。
- 2) 前項の申請については、委員会において審査を行う。

第8条:雑則

- 1) 統合 DBS の利用が承認された研究の申請書類ならびに委員会に報告した成果物等については、委員会において最低 5 年間保存されるものとする。

附則

本要領は、令和 6年 5月 15日から施行する。